

19. イスラム法と経済・金融

イ. 調査の目的

世界的に影響力を強める湾岸産油国などのイスラム諸国でのビジネスの基盤をなすイスラム・ビジネス法とビジネスの実態を調査研究し、我が国機械工業の今後の取引の参考とする。

ロ. 調査結果の概要

第1章 サンフーリー・コードにみる利息の定め

アラブ諸国の幾つかは、エジプト民法の起草者であるサンフーリー博士の名前をとって「サンフーリー・コード」とまとめて呼ばれることのある、共通した考えに基づく民商法を制定している。本稿は、サンフーリー・コードの中のエジプト、シリア、クウェイト、UAEの4カ国の民商法の利息に関する規定を通じて、これらの制定法の起草者達がシャリーアの禁止する「利息」をどのようなものと見たかを考察し、そこから、シャリーアにおける「利息の禁止」の本質を垣間見ようとしたものである。

第2章 喜捨を通じた自律的な富の還流システムから見たイスラーム金融

- シリア・アレppo市における慈善活動を事例に -

近年のイスラーム金融について考える際に、喜捨を通じたイスラームの自律的な富の還流システムに着目すると、信仰を証明する行為としての喜捨は、信徒にとっての商行為におけるシャリーア・コンプライアンスを考える際に不可欠な要素であることがわかる。シリアのアレppoでは、こうした富の還流が、人々の慈善活動によって実施されており、近年では内面的なイスラーム復興とも呼びうるような新しい慈善活動も興っている。これらの点から、市場原理に依らない富の還流というフェーズが存在してはじめて、本来的な意味でのイスラーム経済が成り立つという視点を提供したい。

第3章 「Sharia Compliant Finance 批判」の学説史的意義とは何か？

- 近代イスラーム経済学の新展開を考える -

2000年以降のイスラーム金融の急成長に対しては、「金融商品のストラクチャーの中にイスラームの教義およびイスラーム法への実質的な適合性を軽視する傾向が垣間見られる」という批判が「Sharia Compliant Finance 批判」という名の下になされてきている。このSharia Compliant Finance 批判の学説史的意義を考察してみると、この潮流は、イスラーム金融の実践の理論的バックボーンとなってきた近代イスラーム経済学（Modern Islamic Economics）と呼ばれる学問領域の学説史の構図自体を大きく塗り替える可能性のあるものであることが明らかとなった。

第4章 ポスト新自由主義時代におけるイスラーム金融

新自由主義のためのイスラーム金融から、ポスト新自由主義あるいはポスト資本主義のためのイスラーム経済へ。本稿は、間違えなく後の歴史家たちが時代の変換点を

見出すであろう、100年に1度といわれる世界的不況の中 2008年から9年に変わったこの時期に、イスラームの金融とそれを取り囲むイスラーム経済、さらにはイスラームの教えが、この時代に対して何を示してくれるのかの手がかりを、いくつかの関連トピックについて扱う。

第5章 世界金融危機下のイスラーム金融

世界金融危機のイスラーム銀行への影響度を、通常銀行との経営指数を比較することで行なった。事例として取り上げたマレーシアに見る限り、危機の影響は2008年までには読み取れない。イスラーム銀行に限らず、全銀行について言えることであり、要因は同国は総体として外資を導入して国内に投融資する資本の借り手である。金融市場は国内の実体経済により多く影響されるが、実体経済は08年までは順調に推移してきた。しかし同年第4・四半期からは経済は急下降、09年はゼロ成長も予想される。イスラーム銀行の真価が試されるのは景気後退期の本年であろう。